⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

８）本工事は、完全週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定方式）である。

９）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

10）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

11）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

12）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

13）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。

14）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

15）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。

16）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

２　競争参加資格

下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　下記１）～13）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月12日付け北陸地方整備局長）に示すところにより、北陸地方整備局長から「利賀トンネル（１工区）工事に係る特定建設工事共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ」という。）、または下記１）～13）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～13）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に15者までとする。（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ15者に追加して選抜するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和３・４年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成19年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜から⒞の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

⒜　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であること。

⒝　内空断面積（覆工後の内空断面積（代表値））が50㎡以上であること。

⒞　施工延長（掘削かつ覆工）が1,200ｍ以上であること。

なお、⒜から⒞は同一トンネルであること。

６）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が特定ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。

⑴　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑵　平成19年度以降に、元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上の場合のものに限る。）。なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記５）に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していること。

元請けとして完成した上記５）に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

⑶　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

８）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

９）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

10）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

11）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

12）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。